

議案第 94 号

多可町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の  
資格基準に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
条 例 第 号

多可町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基  
準に関する条例（平成25年多可町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条第1項第1号中「簡易水道以外の水道の」を「水道の」に改め、同条第2項を削  
る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

多可町水道事業布設工事監督者の配置基準及びに水道技術管理者の資格基準に関する  
条例の新旧対照表

	現 行	改 正
第3条 (略)	(布設工事監督者の資格)	(布設工事監督者の資格)
2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6ヶ月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6ヶ月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6ヶ月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業生にあつては1年以上」とあるのは「第1号の卒業生にあつては6ヶ月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6ヶ月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。	(水道技術管理者の資格)	(水道技術管理者の資格)
2 簡易水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6ヶ月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6ヶ月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年以上」とおりとする。	(1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者 (2)～(6) (略)	(1) 前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者 (2)～(6) (略)
2 簡易水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6ヶ月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6ヶ月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年以上」とおりとする。	(1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者 (2)～(6) (略)	(1) 前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者 (2)～(6) (略)

現	行	改	正
ヶ月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。			

